

## 職業能力開発の実施状況及び取り巻く環境

(1) 職業能力開発行政に係る指摘事項

(2) 労働市場の動き

- ・ 職業別就業者数の推移と見通し
- ・ 雇用形態の多様化

(3) 企業内教育訓練及び自己啓発の実施状況

## 2 職業能力開発の実施状況及び 取り巻く環境

### (1) 職業能力開発行政に係る指摘事項

## 職業能力開発行政に係る指摘事項について

### 1. 能力開発の重要性

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003  
(平成15年6月27日閣議決定) (抄)

#### 4. 雇用・人間力の強化

—雇用については、何歳であっても、能力を開発し、拡大するサービス産業などで仕事の機会が得られる労働市場をつくる。特に、若年者の働く意欲を喚起しつつ、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進する。また、女性の能力発揮のための取組の推進を図る。さらに高齢者の活用を図る。教育については、義務教育から大学までの教育の質を高める。

- 構造改革と経済財政の中期展望－2003年度改定  
(平成16年1月19日閣議決定) (抄)

#### 3. 構造改革の加速・拡大

(雇用創出の強化)

- ・ 労働需給のミスマッチの解消、能力開発・職業訓練、労働移動支援等に関する政策に重点化する。その際、民間を積極的に活用する。
- ・ 学卒者等への就職支援、教育・人材育成の強化、就業機会の創出等を内容とする若者自立・挑戦プランを民間を積極的に活用しつつ推進する。

## 2 官と民の役割分担について

(規制改革関係)

### ○ 規制改革の推進に関する第2次答申

一 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革一（平成14年12月12日）（抄）

#### 第1章 横断的分野

##### 2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

###### ⑥職業紹介・職業訓練

職業訓練については、雇用・能力開発機構について平成16年3月からの独立行政法人化が進められているが、一層の民間委託を進める等により民間教育訓練機関の育成を図るとともに、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了後に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずるべきである。【最初の中期目標期間の終了時に速やかに検討・結論】

### ○ 規制改革の推進に関する第3次答申

一 活力ある日本の創造に向けて一（平成15年12月22日）（抄）

#### 第1章 分野横断的な取組

##### 2 労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進等

###### （2）雇用保険三事業

###### 【具体的施策】

###### ③ 能力開発事業の効率化、民間活用の促進【平成16年度中に措置】

就業形態の多様化、産業の高度化が進展する中で、公共職業訓練校は充実した設備で訓練を実施することができるという利点がある一方、急速に変化する社会ニーズへの迅速な対応が困難であるため、講座の内容が実情に合わないなどといった欠点が指摘されている。

したがって、公共職業訓練については、就職率等一定の目標を設定し、目標を達成できない職業訓練を廃止するなど早期再就職等を促進するため効率的・効果的な事業を行うべきである。また、就職率に応じて委託費を支払うなど事業の効率化等を推進するとともに、就職希望者のニーズにマッチした民間教育訓練事業の育成等を行い、民間の活力を最大限に活用すべきである。

(特殊法人等改革関係)

- 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）（抄）

II 各特殊法人等の事業及び組織形態について講すべき措置

(1) 特殊法人

雇用・能力開発機構

【職業能力開発（ポリテクカレッジ、ポリテクセンター等）】

①在職者訓練

- 地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止する。
- 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るために、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

②職業能力開発大学校

- 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るために、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る。

③離職者訓練

- 民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみに限定して実施し、民間委託の拡大を図り、機構の行う訓練についても、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

## (2) 労働市場の動き

## 職業別就業者数の推移と見通し

	就業者数				構成比 (万人、%)				
	平成2年	平成10年	平成15年	平成22年	平成2年	平成2年	平成10年	平成15年	平成22年
職業計	6,249	6,514	6,316	6,455	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	690	844	906	973	11.0	13.0	14.3	14.3	15.1
管理的職業従事者	239	222	185	173	3.8	3.4	2.9	2.9	2.7
事務従事者	1,157	1,290	1,230	1,390	18.5	19.8	19.5	19.5	21.5
販売従事者	940	928	917	846	15.0	14.2	14.5	14.5	13.1
農林漁業作業者	448	340	289	246	7.2	5.2	4.6	4.6	3.8
運輸・通信従事者	233	232	210	215	3.7	3.6	3.3	3.3	3.3
技能工・製造・建設作業者	1,702	1,634	1,437	1,444	27.2	25.1	22.8	22.8	22.4
労務作業者	274	333	353	393	4.4	5.1	5.6	5.6	6.1
保安職業・サービス職業従事者	535	654	729	774	8.6	10.0	11.5	11.5	12.0

資料: 1. 平成2年、平成10年は、総務省統計局「労働力調査」による。平成15年は、総務省統計局「労働力調査」による。  
 2. 平成22年は、厚生労働省職業安定局の推計による。

(注)職業計には、分類不能等が含まれているので、内訳の合計とは必ずしも一致しない。